



「公益財団法人としての 新たなスタート」

財団法人軽種馬育成調教センターは、新しい公益法人制度のもと、平成25年1月4日から、公益財団法人軽種馬育成調教センターとして新たにスタートしました。

従来の公益法人は、民法第34条に基づき、各主務官庁の許可を得て設立され、様々な活動を行ってまいりましたが、法人の設立・運営のための要件は、法律上詳細な規定がなく、各主務官庁の裁量権に委ねられ、主務官庁ごとにばらつきがありました。

このため、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決することを目的に、平成13年度以降、抜本的な制度改革に向けた取り組みが進められ、平成20年12月1日に新公益法人制度が施行されました。

新公益法人制度では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能になりました。このうち、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）に定められた基準を満たしていると認められる法人は、国の公益認定等委員会が都道府県の合議制の機関の認定を受けて、公益社団・財団法人になることができることとなりました。法人の行う事業が公益目的事業かどうかの定義は、認定法第2条第4号の“A. 学術、技芸、慈善その他の公益に関する23事業であって、B. 不特定多数の者の利益の増進に寄与するものをいう”とされています。

また、認定の基準は、1. 定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること（新制度では社団・財団とも定款という）。2. 認定法第5条各号に掲げる基準に適合するものであること（基準の主なもの、公益目的事業を実施するために必要な経理的基礎を有すること、技術的能力を有すること、法人の関係者等に特別の利益を与える行為を行わないこと、公益目的事業に係る収支が、収支相償であると見込まれること、公益目的事業比率が50%以上であると見込まれること、遊休財産額が制限を超えないと見込まれること等）の2点です。

軽種馬育成調教センターも、これらの要件や基準への

公益財団法人
軽種馬育成調教センター
常務理事

古林 博



適合等について、関係部署のご指導を得ながら検討を重ね、昨年8月14日に国の公益認定等委員会に、公益財団法人への移行認定を申請しました。その後、12月21日付けで認定をいただき、本年1月4日に移行登記し、公益財団法人軽種馬育成調教センターとしてスタートしたところです。

新たな公益財団法人軽種馬育成調教センターの目的は、軽種馬の資質の向上並びに軽種馬の生産・育成者の経営基盤の安定・強化を図り、競馬の安定的な発展を通じ、地域社会の健全な発展に寄与すること（認定法第2条の別表19号）であり、この目的を達成するために、3本の個別事業を実施していくこととしています。

1つ目は、軽種馬の育成調教技術の改善・普及事業で、軽種馬生産・育成者等を対象に講演会・講習会を開催するとともに、技術普及誌「BTC ニュース」を発行し、育成調教技術向上のための情報提供を通じ、生産地等の基幹産業である軽種馬の生産・育成業の活性化を図り、地域社会の発展に寄与する事業です。

2つ目は、軽種馬の育成調教技術者の養成事業で、将来、軽種馬の生産地等において、育成調教技術者として就労を希望する者に、1年間の研修を通じ、馬に関する体系的な技術・知識を習得させ、育成調教業務の技術的中核となる人材を養成し、就労の支援を行うことにより、軽種馬の生産・育成者の経営基盤の安定・強化に資するための事業です。

3つ目は、共同利用に供する軽種馬の育成調教施設の運営・管理及び貸与事業で、当財団が運営・管理する育成調教施設（日高）を軽種馬生産・育成者に貸与し、その利用を通じ軽種馬の資質の向上を図るとともに、経営基盤の安定・強化を図り、生産地の活性化に寄与する事業です。

なお、これまで実施してきました引退名馬等けい養展示事業、軽種馬用草地・土壌分析事業は、今年度から他法人に移管いたしました。

公益財団法人軽種馬育成調教センターは、今後、これらの事業の適切な実施を通じ、公益財団法人としての使命と役割を果たしていくこととしています。